

(別紙) 包括協定における賃金・物価スライドの規定内容

1 算定の基礎金額

(令和 年度～令和 年度) ※年度ごとに異なる場合は、年度ごとに作成

	費目	金額 (円)	内訳
人件費	正規職員賃金	「管理運営業務に係る収支予算書」 申請時に提出する に基づき設定	○円×○人＝ ○円×○人＝
	非正規職員賃金		○円×○人＝ ○円×○人＝
	法定福利費		上記計×○％
	〇〇費		
	合計		
物件費	××委託費		
	電気代		
	〇〇費		
	合計		

2 増減率

	参照指標	増減率
人件費	100 に、令和 7 年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率(※ 1)に 1 を加えた数を乗じて算定した数値	左記数値－100 (％) ※小数点以下第 2 位を四捨五入
物件費	令和 6 年度の消費者物価指数(※ 2)を 100 とした場合の、各年度の前年度の 1 0 月から各年度の 9 月までの 1 年間の平均値	・ 左記数値が 97 未満の場合 左記数値－100＋3 (％) ・ 左記数値が 103 超の場合 左記数値－100－3 (％) ※小数点以下第 2 位を四捨五入

※ 1 岡山県人事委員会が年度ごとに示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む。）における月例給の改定率

※ 2 総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）

3 増減額の算定方法

	算定方法	備考
人件費	以下①②のうち低い額 ①増減額算定の基礎金額合計に増減率を乗じて得た金額 ②指定管理者が令和 7 年度以降に実施したベースアップによる影響額（原則、増減額算定の基礎金額に、想定した人員ごとのベースアップ率を乗じて得た金額とする。）	・ 増額の申し出にあたっては、②の額について、算定方法や根拠資料を示すこと。 ・ 端数処理
物件費	増減額算定の基礎金額合計に適用増減率を乗じて得た金額	・ 端数処理